

平成 28 年 10 月 3 日

資源エネルギー庁

使用済燃料再処理機構が発足しました

本日、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「再処理等拠出金法」）に基づき、「使用済燃料再処理機構」が発足しました。

1. 「使用済燃料再処理機構」について

使用済燃料の再処理等を着実かつ効率的に実施するために、「再処理等拠出金法」に基づき、本年 9 月 20 日に経済産業大臣が設立を認可し、本日発足した認可法人です。

2. 理事長及び監事について

「再処理等拠出金法」第 31 条第 1 項の規定に基づき、「使用済燃料再処理機構」の理事長及び監事を任命しました（本年 9 月 20 日に内定を公表済、別紙参照）。

※なお、「使用済燃料再処理機構」の理事（理事長以外）及び運営委員については、別途、理事長より任命され次第、同機構より公表される予定です。
また、同機構の開所式については 10 月 3 日に青森市内で開催いたします。

（本発表資料のお問い合わせ先）

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

原子力政策課長 浦上

担当者：三浦

電話：03-3501-1511（内線 4771～8）

03-3501-1991（直通）

03-3580-8447（FAX）

原子力立地・核燃料サイクル産業課長 覚道

担当者：大下

電話：03-3501-1511（内線 4791～6）

03-3501-6291（直通）

03-3580-8493（FAX）

使用済燃料再処理機構の理事長及び監事

理事長

井上 茂 (いのうえ しげる)

元・東北電力株式会社取締役副社長

監事

山上 圭子 (やまがみ けいこ)

東京靖和綜合法律事務所弁護士

元・検事